

平成28年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成28年3月30日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成28年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会のあいさつ	3
出席状況の報告	5
議事日程の報告	6
議案第1号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について	6
西口俊通総務部長の提案理由の説明	6
議案第1号採決	8
議案第2号 平成27年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）	8
西口俊通総務部長の提案理由の説明	8
議案第2号採決	10
議案第3号 平成28年度枚方寝屋川消防組合予算	10
西口俊通総務部長の提案理由の説明	11
議案第3号採決	14
議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職管理に関する条例の制定について	14
西口俊通総務部長の提案理由の説明	14
議案第4号採決	15
議案第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	15
西口俊通総務部長の提案理由の説明	15
議案第5号採決	16
議案第6号 枚方寝屋川消防組合行政不服審査に関する条例の制定について	16
西口俊通総務部長の提案理由の説明	16
議案第6号採決	17
議案第7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	17
西口俊通総務部長の提案理由の説明	17
議案第7号採決	19
議案第8号 枚方寝屋川消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	19
西口俊通総務部長の提案理由の説明	19
議案第8号採決	20
議案第9号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	20
角石信宏予防部長の提案理由の説明	20
議案第9号採決	22

伏見隆管理者閉会のあいさつ	22
池上典子議長閉会のあいさつ	22
閉会（午前10時58分）	23

平成28年3月30日（水）

平成28年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成28年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成28年3月30日（水）

出席議員（16名）

1番	有山	正信	7番	北川	健治	13番	野口	光男
2番	井川	晃一	8番	坂光	勇哉	14番	馬場	才
3番	池上	典子	9番	妹尾	正信	15番	前田	富枝
4番	池添	義春	10番	高見	雄介	16番	森本	雄一郎
5番	漆原	周義	11番	手塚	隆寛			
6番	大地	正広	12番	中武	貞勝			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	枚方消防署長	滝本	耕三
副管理者	北川	法夫	枚方東消防署長	宮崎	洋道
副管理者	長沢	秀光	寝屋川消防署長	幸	徹
会計管理者	谷本	真紀子	総務部参事	東口	敏巳
消防長	藤中	明広	総務部参事	森本	祐司
消防次長	分林	新吾	警防部参事	岡田	光司
消防次長兼予防部長	角石	信宏	予防部参事	植村	忠由
総務部長	西口	俊通	枚方市市民安全部長	佐藤	伸彦
警防部長	古川	昌純	寝屋川市危機管理監	岡本	和博

議 事 日 程（平成28年3月30日 午前10時00分開会）

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第1号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について
- 日程第3 議案第2号 平成27年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第3号 平成28年度枚方寝屋川消防組合予算
- 日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 枚方寝屋川消防組合行政不服審査に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 枚方寝屋川消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 藤木浩介

(午前10時00分)

○池上典子議長 本日は、枚方寝屋川消防組合議会を招集させていただきましたところ、年度末何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成28年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者のあいさつをお受けします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 おはようございます。

平成28年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、市議会終了後の大変お疲れのところ、また、年度末で何かとご多用のところ、早朝よりご出席いただき、誠にありがとうございます。

議員の皆様をはじめ市民の皆様には大変ご心配をおかけしていました新消防本部庁舎の問題につきまして、先月、無事に新庁舎への全面移転が完了したところであり、これを契機に枚方・寝屋川両市の災害活動拠点として、これまで以上に消防力の充実強化に取り組んでまいります。

また、東洋ゴム工業株式会社への損害賠償請求につきまして、免震ゴム19基のブリヂストン社製への交換に係る費用などについては、既に東洋ゴム工業株式会社が負担していますが、残る工期遅れに対する損害金等の請求につきましては、大阪地検特捜部等への告発の動向を注視しながら、構成市や顧問弁護士などとしっかりと調整を図り、適切に対応してまいります。

これまでの懸案課題でありました昭和25年から所有する枚方市星丘の官舎跡地につきましては、今年度で売払いを行っていく運びとなっている中で、先日、一般競争の郵便入札を実施いたしました結果、売却先が決定し、契約や所有権移転の登記を完了したところです。

さて、来年度は、第4次将来構想計画をスタートする年となります。

同計画につきましては、消防組合議会の全員協議会において議員の皆様には説明をさせていただき、ご意見、ご指摘をいただいた後、パブリックコメントを行うなど、こうした一連の手続きを経て、先日確定させていただきました。

今後は、同計画で掲げている様々な施策や事業にしっかりと取り組み、基本目標の達成に努めながら、「安全で安心して暮らせるまち」の実現をめざしてまいります。

そうした中で、本定例会にあたりまして、平成28年度の主要施策についてご説明さ

させていただきます。

災害活動の拠点整備といたしまして、本消防組合では最も古い築50年以上となる枚方消防署中宮出張所の建て替えに着手します。

同出張所の建設にあたっては、女性消防吏員の執務環境を整備し、男女共同参画を推進するとともに、枚方市消防団山田分団の消防車両も配置できる駐車スペースを確保し、効率的な消防行政運営を進めてまいります。

震災や大雨対策といたしまして、平成26年度に枚方消防署と寝屋川消防署にそれぞれ配備いたしました遠距離大量送排水システム車を枚方東消防署に新たに配備いたします。

これにより、3消防署のそれぞれの署において、大震災により消火栓が使用不能となった場合や山林火災等の大規模火災における消防水利の確保が可能となるとともに、集中豪雨により浸水した地域の排水にも活用が期待できます。

年々増加する救急需要への対策といたしまして、枚方東消防署長尾出張所と寝屋川消防署神田出張所の救急隊の専任化につきましては、平成29年度を目標に整備を進めていきたいと考えております。

そのため、職員採用計画に基づき、来年度から救急体制の充実強化に必要とされる職員数を計画的に確保してまいります。

一方、救急件数の7割近くを占める軽症事案への対策として、あらゆる広報媒体を活用しながら、救急車の適正利用や救急安心センターおおさかの積極的な活用などについて、市民の皆様呼びかけてまいります。

また、救急車の利用方法や正しい119番通報の掛け方をはじめ広く市民の皆様消防をPRしていくため、両市広報紙や消防組合ホームページなどを通じて参加者を募集しながら、4月から毎月第3土曜日に消防指令センターの見学会を開催いたします。

本消防組合と交野市との消防指令業務の共同運用につきましては、昨年7月にスタートして以来、大きな混乱もなく、順調に進んでおり、引き続き、検証を行いながら、迅速かつ適切な運用に努めてまいります。

また、将来にわたり人口減少が予測される中、枚方・寝屋川・交野市の3市における消防体制や広域的な連携の在り方などについて、研究を行っていきたいと考えております。

火災予防対策といたしまして、昨年12月の消防組合議会において火災予防条例の一

部改正をご可決いただき、重大な消防法令違反のある防火対象物に対する公表制度を4月からスタートいたします。

今後は、百貨店や病院、社会福祉施設など不特定多数の方が利用される建物の危険性をその利用者自らが判断していただき、災害の未然防止に努めるとともに、公表制度を通じてこうした違反對象物の是正にも全力で取り組んでまいります。

以上のとおり、本消防組合では、来年度も様々な施策や事業を予定しておりますが、これからも全員協議会で、議員や市民の皆様への説明責任を果たしながら、着実に実施してまいりたいと考えております。

今後も、市民の皆様から信頼される消防行政の確立と安全・安心なまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましては、温かいご支援、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、平成27年度消防組合補正予算(第1号)や平成28年度消防組合予算をはじめ4件の条例制定と3件の条例改正の議案を提案させていただいておりますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

結びにあたりまして、この一年間、消防行政の運営にご理解、ご協力をいただき、議員の皆様のご労苦に深く感謝申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

○池上典子議長 管理者のあいさつが終わりました。

次に、事務局職員から諸般の報告をさせます。

○藤木浩介事務局長 ご報告申し上げます。まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議の出席議員は16名、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成27年度11月分から平成27年度平成28年2月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○池上典子議長 ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第70条に基づき会議録署名議員を議長において指名いたします。

『6番 大地議員』『8番 坂光議員』以上のとおりです。よろしくお願い申し上げます。

次に、事務局職員から議事日程の報告をさせます。

○藤木浩介事務局長 議事日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第1号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について
- 日程第3 議案第2号 平成27年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第3号 平成28年度枚方寝屋川消防組合予算
- 日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 枚方寝屋川消防組合行政不服審査に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 枚方寝屋川消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

以上です。

○池上典子議長 ただ今の議事日程により、本日の会議を進めてまいります。

それでは初めに、日程第1 会期の決定についてを議題としたいと思います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池上典子議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 議案第1号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西口総務部長。

○西口俊通総務部長 ただいま、上程いただきました議案第1号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。議案書の2ページをお開き願います。

第1条による枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正でございますが、第37条第2項の改正は、勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。

平成27年12月期の支給率を、正職員は「100分の85」、再任用職員にあっては「100分の40」とするものでございます。

附則第8項は、平成27年12月期の勤勉手当の支給月数の変更に伴い、現在「1.5%」の減額措置を受ける職員の、勤勉手当の総額から減じる額の算定に用いる乗率を改正するものでございます。

別表の改正は、議案書の3ページをご覧ください。

人事院勧告に準じて、給料月額を平均0.4%引き上げるものでございます。

議案書の5ページをお開き願います。

第2条による枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正でございますが、第37条第2項の改正は、勤勉手当について、平成28年度以降、6月期及び12月期の支給率をそれぞれ、正職員は「100分の80」、再任用職員は「100分の37.5」とするものでございます。

附則第8項は、当該改定に伴い、現在「1.5%」の減額措置を受ける職員の、勤勉手当の総額から減じる額の算定に用いる乗率を改正するものでございます。

附則といたしまして、第1項は、施行期日を公布の日とし、第2条の改正規定については、平成28年4月1日とするものでございます。

第2項は、第1条の給料等の改正に関する規定を、平成27年4月1日から遡及適用するものでございます。

第3項は、改正前の条例により支給した給与は改正後の条例による内払いである旨の規定でございます。

第4項は、委任規定でございます。

なお、参考といたしまして、本年度実施の人事院勧告に伴います影響額としまして、概ね4,200万円増加し、一般職の1人当たりの平均支給額は、概ね5万円でございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

○池上典子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3 議案第2号 平成27年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西口総務部長。

○西口俊通総務部長 ただいま、上程いただきました議案第2号 平成27年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、人件費の精算をはじめ、新消防本部庁舎建設、中宮出張所建替基本・実施設計委託、消防用車両購入の契約確定等に伴う減額や長期債利子の精算などを合わせまして減額補正をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書9ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,837万7千円を減額しまして、補正後の総額を79億4,735万9千円とするものでございます。

次に第2条 地方債の補正につきましては、議案書11ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」についてご説明申し上げます。

消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の6億8,470万円から、1,440万円減額いたしまして、6億7,030万円に変更するものでございます。

続きまして14ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金について、2億182万7千円を減額するものでございます。

内訳といたしましては、枚方市負担金を、1億1,905万9千円、寝屋川市負担金を8,726万8千円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金を、84万9千円増額するものでございます。これは、第1目 消防防災施設整備費等国庫補助金の消防用車両購入の契約確定による1千円の減額と、第2目 土木費国庫補助金の新消防本部庁舎に係る社会資本整備総合交付金が確定したことにより、85万円を増額するものでございます。

次に、第7款 諸収入、第2項 雑入を、28万1千円増額するものでございます。これは、本消防組合から両市へ派遣しています再任用職員の、今年度の人件費相当額の精算による増額でございます。

次に、第8款 組合債、第1項 組合債を、1,440万円減額するものでございます。これは、消防用車両購入と中宮出張所建替基本・実施設計委託の契約確定等に伴うものでございます。

続きまして16ページをお開き願います。

第9款 繰越金 でございますが、これは平成26年度歳計剰余金9,672万円を新たに予算計上したものでございます。

引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書18ページをお開き願います。

第3款 消防費、第1項 消防費を、6,568万9千円減額するものでございます。

まず、人件費でございますが、給料では、職員数及び年齢構成の変動などによりまして、2,000万円を、職員手当等でも、2,726万1千円を減額するものでございます。

21ページに移りまして、共済費でも、651万4千円を減額するものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金を、70万6千円増額するものでございます。これは、構成市の枚方市から消防組合へ派遣されております職員2名分の、人件費相当額の精算によるものでございます。

続きまして23ページをお開き願います。

委託料では、中宮出張所建替基本・実施設計委託料の契約確定に伴いまして459万7千円を、工事請負費では新消防本部庁舎工事費を、129万5千円減額し、備品購入費

では、消防用車両購入費、672万8千円減額するものでございます。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算によりまして、5,268万8千円減額するものでございます。

なお、25ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、30ページと31ページに「地方債に関する調書」を、32ページに「参考資料」を添付させていただいておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

○池上典子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4 議案第3号 平成28年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西口総務部長。

○西口俊通総務部長 ただいま、上程いただきました議案第3号 平成28年度枚方寝屋川消防組合予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、新消防本部庁舎建設、消防情報システム整備及び消防救急デジタル無線整備の各事業に係る、多額の公債費の償還が将来にわたって義務的経費として増加していく中、市民の安全と安心を確保しながら効率的、効果的な消防行政運営を図るため、中宮出張所の建替えなど、「第4次将来構想計画」に基づく各施策に要する諸経費等を、計上させていただいたものでございます。

それでは、別冊の予算書により、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ76億9,548

万1千円と定めるものでございます。

内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第2条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

消防防災施設整備事業といたしまして限度額4億1,970万円を計上しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

第3条 一時借入金でございますが、借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず総括といたしましては、予算総額は歳入歳出ともに76億9,548万1千円でございます。

前年度と比較いたしますと、3億7千25万5千円の減額、率にしまして4.6パーセントの減となっております。

これは、中宮出張所建替工事に伴う経費やはしご車などの車両購入に係る経費が増額となりますが、新消防本部庁舎建設工事が完了したことなどから総額で減額となったものでございます。

それでは歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金は、構成両市における、平成27年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする、負担割合により算出しました経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防指令業務の共同運用に係る経費を加えました合計が、72億1,988万7千円の負担金となっております。

その内訳は、枚方市負担金が43億7,652万2千円で、按分比率は60.5353パーセントでございます。

寝屋川市負担金は28億580万8千円で、按分比率は39.4647パーセントでございます。

消防指令業務の共同運用に係る交野市の負担金は、3,755万7千円でございます。

次に第2款 使用料及び手数料 第1項 使用料は、電柱の使用料として9千円の収入を見込んでおります。

第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、

液化石油ガス、火薬類のいわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして873万円の収入を見込んでおります。

次に18ページをお開き願います。

第3款 府支出金 第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします、本消防組合職員1名の人件費相当額、826万9千円を、第2項 府補助金は、ヘリコプター運営補助金といたしまして840万9千円を見込んでおります。

次に、第4款 財産収入 第1項 財産売却収入 20万円、第5款 寄附金 第1項 寄附金 100万円、第6款 諸収入 第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。

第2項 雑入は、2,926万7千円で、これは防火管理講習会の受講料収入や自動車損害賠償保険収入などの収入見込みに加えまして、21ページにあります再任用職員4名の構成両市への派遣に伴う人件費相当額を計上しているものでございます。

次に20ページをお開き願います。

第7款 組合債 中宮出張所建替工事及び消防自動車の購入にかかります消防防災施設整備事業債で、4億1,970万円を計上いたしております。

引き続き歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費 第1項 議会費363万9千円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 113万3千円は特別職及び公平委員会委員の報酬並びにその運営に要する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2項 監査委員費 33万5千円は監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費 第1項 消防費は、73億5,462万3千円で、前年度と比較しまして、3億3,255万円の減額となっております。

その主な予算内容をご説明申し上げます。27ページをご覧ください。

人件費につきまして、給料は25億4,113万5千円で、世代交代などによる職員変動に伴いまして、2,545万4千円の減額、また、職員手当等は25億8,993万4千円で給料減少の跳ね返し分と、退職者が減少することによりまして、4,991万4千円の減額とな

ります。29ページをお開き願います。共済費等は、年金の一元化に伴う負担金率の変更によりまして、9億8,675万4千円で、8,006万7千円の増額となり、人件費総額といたしましては、前年度より469万9千円の増額となっております。

続きまして、42ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費を新設いたしまして、枚方市、寝屋川市の消防団員活動経費としまして、24万2千円の予算を計上しております。

次に、第3目 消防施設費では、消防施設の整備事業経費としまして、中宮出張所建替工事や冷暖房機取替工事等、2億1,981万4千円を、消防機械の整備事業経費としまして、救急車1台、大量送排水システム車1台、梯子車1台の2億9,050万円の予算を計上しております。

次に、第4款 公債費につきましては、新規発行分及び既存借入分に要する元金及び利子といたしまして、3億2,575万1千円で、対前年度比3,790万円の減額となっております。

次に44ページをお開き願います。

第5款 予備費 第1項 予備費 1千万円は、科目設定でございます。

最後に48ページ以降に給与費明細書、54ページに債務負担行為に関する調書、55ページに地方債に関する調書を添付いたしております。

内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、58ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

○池上典子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5 議案第4号枚方寝屋川消防組合消防職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西口総務部長。

○西口俊通総務部長 ただいま、上程いただきました議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職管理に関する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の33ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本条例は、地方公務員法の改正に伴いまして、職員の退職管理の適正な確保に関する必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の34ページをお開き願います。

第1条は、条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、地方公務員法の規定によるもののほか、再就職者のうち、離職前5年より前に規則で定める職に就いていた者は、離職後2年間、契約等事務について職務上の行為をするように又はしないように要求し又は依頼することを禁止するものでございます。

第3条は、再就職に関する届出について定めるものでございます。

第4条は、再就職に関する届出事項の報告及び公表について定めるものでございます。

議案書の35ページをご覧ください。

第5条は、委任について規定したものでございます。

第6条は、届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合の罰則を定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

第2項は、第3条に規定する届出については、平成28年3月末退職者から適用することを定めたものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

○池上典子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西口総務部長。

○西口俊通総務部長 ただいま、上程いただきました議案第5号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の36ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の37ページをご覧ください。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い「級別基準職務表」の条例化など、所要の整備を行うものでございます。

本条例の改正文でありますが、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の39ページをお開き願います。

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例関係の第1条は、地方公務員法の改正に伴い同法の引用条項に関わる規定の整理を行うものでございます。

第7条は、職員の職務を給料表の各級に分類する際の基準となる「級別基準職務表」を「別表第2」として規定するものでございます。

なお、「級別基準職務表」につきましては、議案書の40ページをご覧ください。

「職務の級」と各級に位置づけられる「基準となる職務」を規定したものでございます。

次に、枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例関係の第1条は、地

方公務員法の改正に伴い同法の引用条項に関わる規定の整理を行うものでございます。

議案書の41ページをご覧ください。

枚方寝屋川消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係の第3条は、法に基づく報告事項として、「人事評価」及び「退職管理」の事項を追加するものでございます。

次に、枚方寝屋川消防組合一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例関係の第1条は、地方公務員法の改正に伴い同法の引用条項に関わる規定の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、38ページにお戻りください。

附則といたしまして、施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

○池上典子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 議案第6号 枚方寝屋川消防組合行政不服審査に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西口総務部長。

○西口俊通総務部長 ただいま上程いただきました議案第6号 枚方寝屋川消防組合行政不服審査に関する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書42ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本条例は、枚方寝屋川消防組合行政不服審査会の組織及び運営に関する事項、その他行政不服審査法の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

43ページをご覧ください。

第1条は、この条例の趣旨を、第2条は、用語の定義を定めるものでございます。

第3条は、審査会の組織として、委員を3人以内とするものです。

第4条は、委員の委嘱期間を2年と、

第5条は、会長を置くこと及びその職務について、第6条は、会議の運営について、44ページに移りまして、第7条は、会議を原則非公開とすることを、第8条は、委員の守秘義務について定めるものでございます。

第9条は、審査会の組織及び運営に関する事項についての委任を定めるものでございます。

第10条は、審査請求人等による書面等の請求に係る手数料について定めるものでございまして、白黒片面1枚が10円、カラー片面1枚が20円とさせていただくものでございます。

45ページに移りまして、第11条は規則への委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例の施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

○池上典子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第8 議案第7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西口総務部長。

○西口俊通総務部長 ただいま、上程いただきました議案第7号 行政不服審査法の改

正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書46ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本条例は、行政不服審査法の改正に伴い、引用条文の変更等の整備を行うために制定するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、50ページをお開き願います。

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例及び枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例関係につきましては、いずれも行政不服審査法の改正に伴う引用条項の整理を行うものでございます。

次に、枚方寝屋川消防組合情報公開条例関係につきましては、情報公開に係る審査請求に対する調査、審議の手続きに関する規定を整備するものでございます。

51ページから52ページにかけての枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例関係につきましては、枚方寝屋川消防組合情報公開条例の改正と同様の改正を行うものでございます。

続きまして、52ページから53ページにかけては、枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例関係につきましては、行政不服審査法の改正に伴う文言整理を行うものでございます。

次に、枚方寝屋川消防組合行政手続条例関係につきましては、行政不服審査法の改正に伴い改正される行政手続法の改正に準じた改正を行うものでございます。

53ページから54ページにかけての枚方寝屋川消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係につきましては、行政不服審査法の改正に伴う文言整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、49ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例の施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池上典子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

○池上典子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第9 議案第8号 枚方寝屋川消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西口総務部長。

○西口俊通総務部長 ただいま、上程いただきました議案第8号 枚方寝屋川消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についての提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の55ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の56ページをお開き願います。

本案は、地方公務員災害補償法施行令が改正されたことを踏まえまして、法の適用外となっている非常勤職員等の補償に係る給付についても、正職員と同様の取り扱いとなるよう、本条例の改正を行うものでございます。

本条例の改正文でございますが、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について新旧対照表によりご説明申し上げます。

議案書の57ページをご覧ください。

附則第5条第1項は、同一の事由により公務災害による傷病補償年金と障害厚生年金等による補償を併せて受給する場合について、重複部分の調整率を正職員と同じ「0.86」から「0.88」に改めるものでございます。

議案書の58ページをお開き願います。

附則第5条第2項は、同一の事由により公務災害による休業補償と障害厚生年金等による補償を併せて受給する場合について、重複部分の調整率を正職員と同じ「0.86」

から「0.88」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の56ページにお戻り願います。

附則の第1項は、施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

第2項は、改正後の調整率は、この条例の施行日以後に支給される傷病補償年金及び休業補償について適用することとし、適用日前に支給される補償には、適用しないこととするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

○池上典子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第10 議案第9号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。角石予防部長。

○角石信宏予防部長 ただいま、上程いただきました議案第9号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書59ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、『対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令』の施行後10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が市民の生活の一部として流通してきたことから、それらへの対応を図るための省令が改正されたことに伴い、本消防組合においても、本条例の改正を行うものでございます。なお、今回の改正は別表第1に係るもののみとなります。

それでは、この度の改正内容につきまして、議案第9号参考資料の新旧対照表で説明いたします。

恐れ入りますが84ページをお開き願います。

厨房設備における規定の表現の整理として、ドロップイン式という表現を組込型に改めるものでございます。

また、近年、家庭用こんろの下部に直火によって主として放射熱で調理する機器であるグリル、いわゆる魚焼き器ではなく、直火で加熱したプレートによって主として伝導熱で調理する機器であるグリドルが市場に流通するようになったことを踏まえ、従来から別表第1に定められていたグリル付こんろと同じ項にグリドル付こんろを追加するものでございます。

次に、92ページをお開き願います。

先ほどの厨房設備と同様に、調理用器具のグリル付こんろと同じ項にグリドル付こんろを追加するものでございます。94ページの上段も同様でございます。

次に、95ページをお開き願います。

規定の表現の整理として、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器に統合するものでございます。

また、近年、入力5.8キロワットである電磁誘導加熱式調理器が多く流通するようになったことを踏まえて、入力5.8キロワット以下で、1口当たりの入力3.3キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器を別表第1に追加するものでございます。ただし、今回追加するのは、こんろ部分の全てが電磁誘導加熱式調理器のもののみでございます。

恐れ入りますが、77ページにお戻り願います。

備考欄の体裁の整理といたしまして、注1から注12まで項ごとに分類せずに規定していたものを、項ごとに分類し、規定するもので、各ページについても同様に項ごとに分類しております。

なお、75ページに記載しておりますが、附則といたしまして、この条例の施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○池上典子議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○池上典子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

○池上典子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池上典子議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

これをもちまして、本日の定例会に付された案件はすべて終わりました。

閉会に際し、管理者からあいさつをお受けします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は年度末で何かとお忙しい中、ご提案申し上げました諸案件について、慎重にご審議をいただき、いずれも、ご可決いただきましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

議会の冒頭にもお伝えいたしましたとおり、本消防組合がめざす安全で安心して暮らせるまちを実現していくために、平成28年度につきましても消防組合が一体となって、第4次将来構想計画に基づく様々な施策に取り組み、市民の期待に応えられる消防行政の執行に努めてまいりますので、今後も引き続き、よろしくご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。

○池上典子議長 管理者のあいさつが終わりました。それでは高い席からではございますが、私からも閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日はお忙しい中、ご出席を賜り、また各議案について慎重にご審議をいただき、ありがとうございます。

この1年間、皆さまのご支援、ご協力によりまして、また池添副議長の支えもいただきまして、無事、議長の職務を全うすることができました。

重ねてお礼を申し上げます。

今後も引き続き、枚方・寝屋川両市民の安全・安心を守るために、消防行政に対する、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして本日の会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午前11時00分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成28年3月30日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 池上 典子

枚方寝屋川消防組合議会

議員 大地 正広

枚方寝屋川消防組合議会

議員 坂 光 勇哉